

中央教育審議会は3月21日、今後10年間の基本方針と5年間に取り組むべき施策を取りまとめた「スポーツ基本計画」を平野博文・文部科学大臣に答申した。障害のある人とない人が同じ場所でスポーツをする方法や施設の在り方を検討することなど、障害者スポーツを促進するために国や地方自治体などが取り組むべき事項を示した。

基本計画は、昨年8月に施行されたスポーツ基本法に基づいて策定された。今後5年間の施策としては、学校・地域における子どものスポーツ機会の充実や、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、国際競技大会などの招致、スポーツ界の透明性・公平・公正性の確保などを挙げた。

障害児者のスポーツについては「障害の種類や程度に応じた配慮が求められる」としたうえで、国や地方公共団体がニーズ把握、指導・運営上の手引き作成、新種目や用品・用具などの開発研究を行うとした。

障害児のスポーツでは、学校での体育の授業の際に、障害の種類や程度に応じて参加できるよう、国

が適切・効果的な指導の在り方を調査して先導的な取り組みを進める。また、各学校は「個別的教育支援計画」を作成して児童生徒のニーズに応じ支援する。

自立・社会参加のための障害者スポーツ支援では、競技大会への参加促進や、旅先でのスポーツ機会の確保のために、国が移動・旅行のできる環境整備に取り組む。

また、子ども・女性・高齢者・障害者などを含むすべての地域住民が、スポーツを楽しめる環境を創り出すため、地方公共団体がスポーツ施設のバリアフリー化や安全確保に努める。

障害者スポーツ団体の役割としては、地方公共団体などと連携して、障害者スポーツ指導者の養成・活用を進める。

このほか、パラリンピックなど競技性の高い障害者スポーツについては、さらなるメダル獲得に向け、アスリートの発掘・育成・強化、競技用具などの開発を国が進める。

(福祉新聞・2569号 2012年4月2日)